

第 14 期茨城県生涯学習審議会及び茨城県社会教育委員会議報告書

生涯学習センターを核とした今後の生涯学習振興の展望  
～生涯学習センターに望まれる新たな機能・役割～

令和 2 年 7 月 31 日

第 14 期茨城県生涯学習審議会及び茨城県社会教育委員会議



## はじめに

近年、人口減少や人生 100 年時代と言われる長寿化の進行、さらには新たな社会の姿として Society5.0 の実現が提唱されるなど大きな社会変化が訪れようとしている。こうした中で住民の主体的な参画による持続可能な社会づくり、地域づくりに向けて、社会教育はこれまで以上に重要な役割を果たすことが期待されている。平成 30 年の中央教育審議会において、『人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）』が出され、「社会教育」を基盤とする人づくり・つながりづくり・地域づくりに向けた具体的な方策や指針が示された。こうした社会情勢や我が国の教育政策の方向性を見据えると、生涯学習・社会教育は社会の様々なつながりの形成や人づくりの基盤としてその重要性が益々高まっており、本県においても新たな展開を図ることが求められている。

第 14 期茨城県生涯学習審議会及び茨城県社会教育委員会（以下、第 14 期生涯学習審議会）は、上記の現況を踏まえながらそのテーマを第 13 期に引き続き「生涯学習センターを核とした今後の生涯学習振興の展望」とした。さらに第 13 期の報告を踏まえたうえで、5つの生涯学習センターの果たすべき役割や機能などその在り方について様々な観点から審議を重ねてきた。審議の結果、全国で最も多く県所管の生涯学習センターを有する茨城県は、地域によって異なる様々な課題に対応するためにも5つのセンターを全て存続させるべきという結論に至った。本報告は、第 3 期指定管理期間の最終年を迎え、今後、第 4 期指定管理に向けた公募が始まる重要な時期に県生涯学習センターはどうあるべきかを検討した第 14 期生涯学習審議会結果をまとめたものである。

茨城県においてはこうした生涯学習審議会の審議経過を踏まえながら、先頃 5 つの生涯学習センターを存続することを決定し、令和 3 年度から 8 年度の指定管理者公募を開始したところである。公募要項ではこれまでの事業が見直され、地域課題や現代的課題に対応した 3 つの柱を軸とする新しい事業展開が示された。こうした生涯学習センターを核とした人づくり・つながりづくり・地域づくりの事業展開は、いずれも冒頭で述べた国の教育政策とともに、第 14 期生涯学習審議会の審議内容に即したものである。

いわばそうした茨城モデルとも言える県生涯学習センターの在り方については、今後も多くの関係者間でさらに検討を重ね、時代の要請に応じた取り組みの進展を願いたい。5 つの県生涯学習センターが核となり、本県の生涯学習振興がさらに質・量ともに優れた活動を展開すること、またその結果、今後生まれると予想される成果に大いに期待したいところである。最後に、本報告書の作成にあたり貴重な御意見を賜った生涯学習審議会の各委員の皆様、心から感謝申し上げたい。あわせて事務局を御担当頂いた茨城県教育庁総務企画部生涯学習課の関係者の皆様に厚く御礼を申し上げたい。

第 14 期茨城県生涯学習審議会・茨城県社会教育委員会  
会長 金藤 ふゆ子



# 目 次

## はじめに

### 第 1 章 第 13 期茨城県生涯学習審議会及び茨城県社会教育委員会議報告書から

- 1 今後の生涯学習センターに共通して求められる役割・機能・・・・・・・・・・ P 1

### 第 2 章 第 14 期茨城県生涯学習審議会及び社会教育委員会議の審議内容

- 1 各種計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 2 茨城県の生涯学習推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
- 3 各生涯学習センターに望まれる機能・役割・・・・・・・・ P 10
- 4 令和 3 年度からの次期指定管理期間に向けて生涯学習センターに期待される新たな  
機能・役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 11

### 第 3 章 令和 3 年度からの県生涯学習センターの事業展開

- 1 生涯学習センターの方向・・・・・・・・・・・・・・・・ P 15
- 2 具体的な取組・・・・・・・・・・・・・・・・ P 16
- 3 その他・・・・・・・・・・・・・・・・ P 17

### おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・ P 19

### －付属資料－



## 第1章 第13期茨城県生涯学習審議会及び茨城県社会教育会議報告書（以下、第13期報告書）から

### 1 今後の生涯学習センターに共通して求められる役割・機能

第13期報告書では、今後の生涯学習センターに共通して求められる役割・機能として以下の6点を挙げた。これらの生涯学習センターの役割・機能は、第14期茨城県生涯学習審議会及び茨城県社会教育委員会会議においても継続して重視すべき基本的観点であり、今後の生涯学習センターに共通して求められる役割・機能として確認された。

#### （1）各地区の特性を生かした取組と全県一体的な取組

水戸生涯学習センターは、調査研究、研修事業を重点事業とした、本県の生涯学習推進・社会教育行政の中核施設と位置付ける。県南生涯学習センターは、ボランティア総合センター並びに大学・研究機関等との連携を促進する連携推進施設として位置付ける。県北、鹿行、県西の3つの生涯学習センターにはそれぞれ地域の特性を生かした生涯学習推進が求められ、学習機会の格差を解消するための基幹的施設として位置付けられる。

これら5つの生涯学習センターに共通して求められる役割・機能としては、学習機会の地域格差の解消、圏域における交流の拠点などが挙げられ、新たな学習ニーズへの対応、子ども・学校を取り巻く問題への対応も重要となる。

#### （2）学習機会の格差是正「届ける」「出向く」事業の充実

可住地面積が広く、人口の集積度が低い本県では、県内5地区にそれぞれ生涯学習センターがあることで、人が集い、交わり、つながってきた経緯があり、地域の衰退を抑えてきた経緯がある。

今後も特に高齢化や人口減少が著しい県北・鹿行・県西地域の市町村では、地域コミュニティの消滅の危機に直面すると予想している。県央・県南地域でも利便性の高い地域がある一方で、非常に不便な地域もあり、人々の置かれた学習環境には格差が大きい。生涯学習センターはその事実を直視し、対応を考慮する必要がある。

各生涯学習センターから当該市町村への情報等の提供、公民館等との連携講座や出前講座の実施など、「届ける」「出向く」という観点からの、市町村支援の多面的な展開を求めたい。

#### （3）圏域における交流の拠点

過疎高齢化と人口減少の進行が著しい市町村では、地域づくりに携わる人材の確保が急務となっている。また、市町村合併後、公民館等の社会教育施設の統廃合が進むなかで、新たな地域づくりに向けた住民間の合意形成が課題となっている市町村は少な

くない。

各生涯学習センターには、各市町村の実態をふまえた、地域づくりの観点からの事業企画が求められる。近隣市町村との連携を図り、参加者を広域から募る事業企画を主導する役割・機能を期待したい。その際、大学機関、集客力を有する民間施設、まちづくりや交流の場として機能している施設と連携した事業企画も検討されたい。地域づくりの観点から各生涯学習センターが主導して事業を展開し、そこでの学習活動を通して交流人口が増えていくことが、当該市町村地域コミュニティの機能維持にも寄与するものとする。

#### (4) 新たな学習ニーズへの対応（ICTの取組等）

生涯学習センターが従来その基本的役割として担ってきた学習情報収集・提供事業の現状を見直し、メディアを活用した新たな情報発信機能を発揮していくことが求められる。

人々の暮らしに近いところでのメディア教育プログラムの展開、ICTを活用した学習機会の提供を検討するとともに、一方では「情報弱者」への対応、他方では「高度情報社会におけるリーダー育成」を図る「ICT先進県を目指す推進施設」として、県内外にとどまらず、世界へ向けてその魅力を発信するような注力の仕方があってよいと考える。

#### (5) 子ども・学校を取り巻く問題への対応（学校外教育の取組）

学校教育が及ばない子どもたちの教育・学習支援ということについて、生涯学習センターに期待される役割は大きいといえる。一方では、不登校の子どもや貧困家庭の子どもたちの学習支援など、他方では、通常の学校教育の授業水準では飽き足らない子どもたちへの、高度で専門的な学習プログラムの提供である。

そのためにも、5つの教育事務所との連携関係はより積極的なものにしていく必要があるだろう。各教育事務所に社会教育主事が置かれるようになり、社会教育主事を置く市町村も増えている。こうした本県における社会教育に関わる人的体制の拡充の流れを、そのまま生涯学習センターの機能強化の流れにつなげることが期待される。

#### (6) 役割の焦点化と事業の絞り込み

以上のような観点から各生涯学習センターがその役割・機能を十全に発揮していくためには、各生涯学習センターの事業の絞り込みが必要となるだろう。

第3期の指定管理期間において、水戸生涯学習センターは「中核施設」、県南生涯学習センターは「連携推進施設」、県北・鹿行・県西生涯学習センターは「地域総合型学習施設」として位置付けられているものの、現実には生涯学習センターに課せられる指定事業や提案事業は多岐にわたっており、自主事業に割くような余裕はほとんどない状

況であることがうかがえる。5つの生涯学習センターに共通して設定されている指定事業が多いことで、各生涯学習センターの特色を薄めているようにも見受けられる。

例えば、県南生涯学習センターについては「連携」といったことを漠然というのではなく、つくば研究学園都市があり、高校生の出入りが多く、外国人が比較的多く居住しているといった地域であることに鑑みて、最先端技術やグローバルな問題、多文化交流といったテーマに絞る、高校生・外国人を対象を絞るなど、より目的を絞ったところでの「連携」を検討することも必要ではないか。

昨今様々な領域で「選択と集中」という表現での議論がみられるけれども、本県の今後の生涯学習センターの在り方を考える際にも、重要な観点であると思われる。

## 第2章 第14期茨城県生涯学習審議会及び社会教育委員会議の審議内容

第13期の審議結果から、5つの生涯学習センターの統廃合をめぐって県としての判断が揺れ動く状態が続くなかで、次期指定管理者制度の在り方をも検討していく必要があったこと、また、第13期で提示された生涯学習センターの役割について、より精査して検討する必要があったことなどを理由に、第14期茨城県生涯学習審議会及び社会教育委員会議(以下、第14期審議会)においても、生涯学習センターの在り方について継続して審議することとした。

国や県の動向、県の教育施策や生涯学習推進計画をもとに、時代の流れや各地域の学習環境の実情や生涯学習を取り巻く状況などを踏まえながら、今後の生涯学習センター運営の方向性について、様々な観点から審議してきた内容について報告する。

### 1 各種計画について

茨城県の生涯学習の推進にあたっては、(1)茨城県総合計画(2018～2021)、(2)いばらき教育プラン(平成28年度～令和2年度)、(3)第5次茨城県生涯学習推進計画(平成28年度～令和2年度)がある。茨城県の生涯学習の推進は、引き続きこれらの計画に則りながら取り組まれる。各計画の詳細は、以下の通りである。

#### (1) 茨城県総合計画(2018～2021)

地域づくりの視点として以下4点を挙げている。

- ① 地域が主体的に考える地域づくり
- ② 広域交通ネットワークで相互に支え合う地域づくり
- ③ 最先端技術を活用した特色ある地域づくり
- ④ 県境を越える広域連携を見据えた地域づくり

また、地域区分の考え方については、地域づくりを効果的に推進する観点から、5つの地域(県北、県央、鹿行、県南、県西)に区分し、同一地域内においても、産業構造や人口動態などから将来の発展の方向性が異なる地域が含まれることから、5つの地域区分を細分化した11のゾーンを新たに設定している。

#### (2) いばらき教育プラン(平成28年度～令和2年度)

基本テーマを「一人一人が輝く 教育立県を目指して～子どもたちの自主性・自立性を育もう～」とし、基本方針3「生涯にわたる学習と文化芸術、スポーツ活動の推進」の中で、「生涯にわたって学び続けることができる環境づくり」を挙げている。

#### (3) 第5次茨城県生涯学習推進計画(平成28年度～令和2年度)

推進テーマを「学び合い 支え合い 高め合う 生涯学習社会を目指して」とし、推進のための方策を3点挙げている。

- ①未来を担う子どもたちの自主性・自立性を育む学びの充実
- ②生涯学習を推進する人づくり・多様な学びの充実
- ③学びの成果を地域づくりに生かす取組の充実

また、3つの方策を支える基盤づくりとして、4点挙げている。

- ①学校と家庭，地域の連携・協働を推進するための体制整備
- ②市町村と大学・NPO・民間教育事業者等との連携推進
- ③学んだ成果を地域社会に生かすボランティア活動の推進
- ④県生涯学習センターの機能・役割の充実

(委員の意見)

- ・計画と評価がきちんと連動して行われる必要がある。
- ・生涯学習センターの運営自体も総合計画，教育プラン，生涯学習推進計画に沿っていないといけない。
- ・今までの5つの区分と新しく総合計画で示された11のゾーンをどう関連させていくかは課題である。

## 2 茨城県の生涯学習推進体制

茨城県の生涯学習推進体制について(1)施設体制，(2)人的体制に分けて述べる。それらの生涯学習推進体制を今後も継続しつつ，更なる生涯学習の推進を目指す。施設体制，人的体制の詳細は以下の通りである。

### (1) 施設体制

#### ア 県生涯学習施設と所在地

##### (ア) 生涯学習センター(計5施設)

茨城県水戸生涯学習センター(水戸市)，茨城県県北生涯学習センター(日立市)  
茨城県鹿行生涯学習センター(行方市)，茨城県県南生涯学習センター(土浦市)  
茨城県県西生涯学習センター(筑西市)

##### (イ) 青少年教育施設等(計5施設)

茨城県立中央青年の家(土浦市)，茨城県立白浜少年自然の家(行方市)  
茨城県立さしま少年自然の家(境町)，茨城県立里美野外活動センター(常陸太田市)<sup>※1</sup>，茨城県立児童センター子どもの城(大洗町)<sup>※2</sup>

※1：保健体育課が所管するスポーツレクリエーション施設

※2：子ども政策局少子化対策課が所管する児童厚生施設

##### (ウ) 図書館(計1施設)

茨城県立図書館(水戸市)

##### (エ) 芸術・文化施設(計6施設)

茨城県近代美術館(水戸市)，茨城県近代美術館つくば分館(つくば市)，

茨城県近代美術館天心記念五浦分館（北茨城市）、茨城県陶芸美術館（笠間市）  
ミュージアムパーク茨城県自然博物館（坂東市）、茨城県立歴史館（水戸市）  
茨城県埋蔵文化財センター（城里町）

(オ) スポーツレクリエーション施設（計4施設）

堀原運動公園（水戸市）、笠松運動公園（ひたちなか市）  
茨城県営ライフル射撃場（桜川市）、茨城県立里美野外活動センター（常陸太田市）

イ 生涯学習センターの概要

(ア) 水戸生涯学習センター

指定管理者：（公財）茨城県教育財団  
位 置 付 け：調査研究，研修事業を重点事業とした本県の生涯学習推進・社会教育行政の中核施設  
主 な 事 業：大学・企業・NPO等との協働事業の推進，調査研究・学習プログラム開発普及事業，市町村との連携強化

(イ) 県北生涯学習センター

指定管理者：NPO法人インパクト  
位 置 付 け：地域の特性を生かした生涯学習推進施設，学習機会の格差解消のための基幹的施設  
主 な 事 業：高齢者を支える人材育成講座，県北振興支援事業，市町村支援の充実

(ウ) 鹿行生涯学習センター

指定管理者：（公財）茨城県教育財団  
位 置 付 け：地域の特性を生かした生涯学習推進施設，学習機会の格差解消のための基幹的施設  
主 な 事 業：高校生プロジェクト支援事業，男女共同参画連携事業<sup>※3</sup>，女性のライフプランニング支援事業<sup>※4</sup>，市町村支援の充実  
※3，※4については，令和2年度から女性活躍・県民協働課に移管

(エ) 県南生涯学習センター

指定管理者：NPO法人ひと・まちなつとわーく  
位 置 付 け：ボランティア総合センター並びに大学・研究機関との連携を促進する連携推進施設  
主 な 事 業：大学・研究機関や国の施設との連携，生涯学習ボランティア総合センター，小・中・高校生の科学体験学習支援事業，市町村支援の充実

(オ) 県西生涯学習センター

指定管理者：NPO法人日本スポーツ振興協会

位 置 付 け：地域の特性を生かした生涯学習推進施設，学習機会の格差解消のための基幹的施設

主 な 事 業：外国人児童生徒や保護者への支援講座，障害者となつなぐ地域交流事業，市町村支援の充実

#### ウ 生涯学習センター利用者数の推移

- ・ H 5 から H18 まで利用者数が右肩上がりに上昇しているのは，H 5 の水戸生涯学習センター，H 6 の県西生涯学習センター，H 9 の鹿行・県南生涯学習センター，H18 の県北生涯学習センター開所が要因と考えられる（図 1）。また，H18 には，全国生涯学習フェスティバルが県内で開催されたことも大きく影響している。
- ・ H23 から H25 の利用者数減少は，東日本大震災による水戸生涯学習センターの施設閉鎖と三の丸庁舎への移転が影響している。また，H26 の利用者数減少は，県南生涯学習センターの工事による講座室の一時閉鎖が影響している。

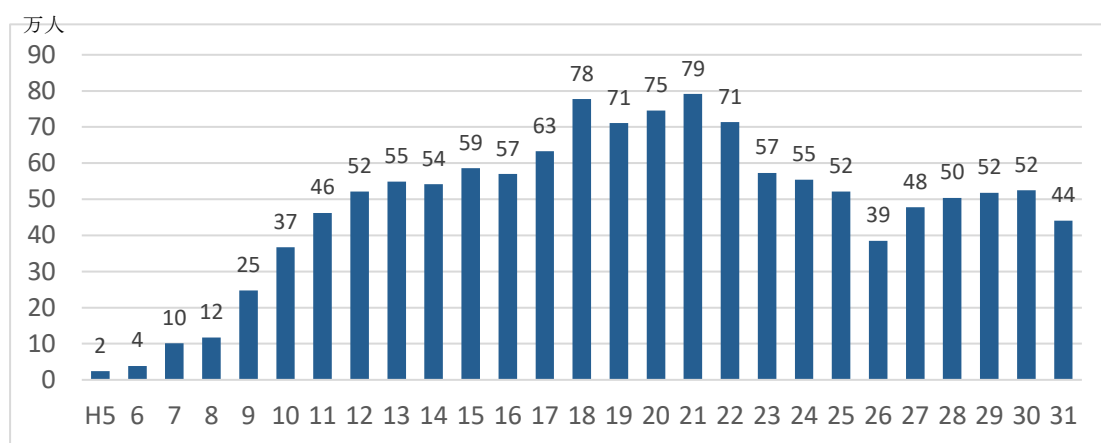


図 1 平成 5 年度～平成 31 年度までの生涯学習センターの利用者数

#### （委員の意見）

- ・ 5 つのセンターの存在意義や特徴を出しながらこれからも持続させていくということは，茨城県の生涯学習・社会教育だけでなく学校教育にも有益である。
  - ・ 5 つのセンターのある地域の地域性や人口構成は，同一ではないので，それぞれが役割を明確にしながら運営していくことが必要である。
  - ・ 生涯学習センターは主体が様々である。県のサポートが必要である。
  - ・ 指定管理者制度を前提としての審議ではあったが，行政としての責務をきちんと遂行できる体制なのかどうかということは常に検討していかなければならない。
- また，現状で指定管理者が抱える課題等についての実態把握も必要であろう。

## エ 青少年教育施設等について

生涯学習センター以外の社会教育施設として青少年教育施設が、青少年の体験活動の場としてこれまで重要な役割を担ってきた。今後、本県の年少人口（0～14歳）が年々減少していくことから、今後の青少年教育施設の現状と今後の課題等について報告する（図2）。

(ア) 生涯学習課所管の中央青年の家、白浜少年自然の家、さしま少年自然の家で、主に鹿行、県南、県西地域をカバーしている。平成30年度の宿泊を伴う利用率は、学校関係が56.2%、少年団体が24.3%という状況である。（3施設平均）

(イ) 保健体育課が所管している里美野外活動センターで、主に県北地域をカバーしている。宿泊を伴う利用率は、学校関係が19.7%、少年団体が40.6%という状況である。

(ウ) 少子化対策課が所管している子どもの城で、主に県央地区をカバーしている。宿泊を伴う利用率は学校関係が26.5%、少年団体が45.7%という状況である。

青少年教育施設は、学校とのかかわりが非常に強い。今後も青少年の体験活動の場として重要な役割・機能を果たすと考えられる。

しかし、0歳から14歳までの年少人口が、今後ますます減少することに伴い、利用者年代の拡大や研修プログラムの工夫など、青少年教育施設の在り方を検討していくことも必要であろう。

### （委員の意見）

- ・国や他県の青少年教育施設と連携した事業や地域の特性を生かした事業の計画ができるとうい。また、学校だけに頼らず、親子で体験できるような事業を組むことも大切である。
- ・エネルギーパークや霞ヶ浦など、県内の環境や資源について学習することと宿泊体験活動を組み合わせたプログラムを工夫し、県内外にホームページ等で発信することが必要である。

図2 各施設の位置関係



## (2) 人的体制

### ア 教員籍社会教育主事の配置（令和2年度7月末時点）

#### (ア) 教育事務所

5つの教育事務所に1名ずつ主任社会教育主事を配置している。

#### (イ) 生涯学習センター

5つの生涯学習センターのうち、水戸生涯学習センターと鹿行生涯学習センターに社会教育主事を配置している。

#### (ウ) 青少年教育施設

3つの青少年教育施設のうち、中央青年の家とさしま少年自然の家に社会教育主事を配置している。

#### (エ) 図書館

図書館に3名の社会教育主事を配置している。

#### (オ) 市町村

県内44市町村のうち、32市町村に1名ずつ社会教育主事を配置している。

### イ 教員籍社会教育主事配置の経緯と効果

- ・茨城県では、教育事務所への社会教育主事配置を平成10年度で廃止し、平成20年度に派遣要項を廃止したことから、生涯学習・社会教育行政において、市町村との意識共有及び連携が希薄となっていたため、平成26年度から市町村への派遣を再開した。図3に示すように教員籍社会教育主事配置数は、総数及び市町村派遣共に増加し、平成26年度以降V字回復をしている。
- ・県及び市町村の社会教育、就学前教育、家庭教育の推進には、社会教育主事の役割が極めて重要である。本県では、教員経験のある社会教育主事の配置を進めてきており、その効果も確認されてきたところである。今後も人的体制の基盤として社会教育主事の配置は継続・推進するべきと考える。

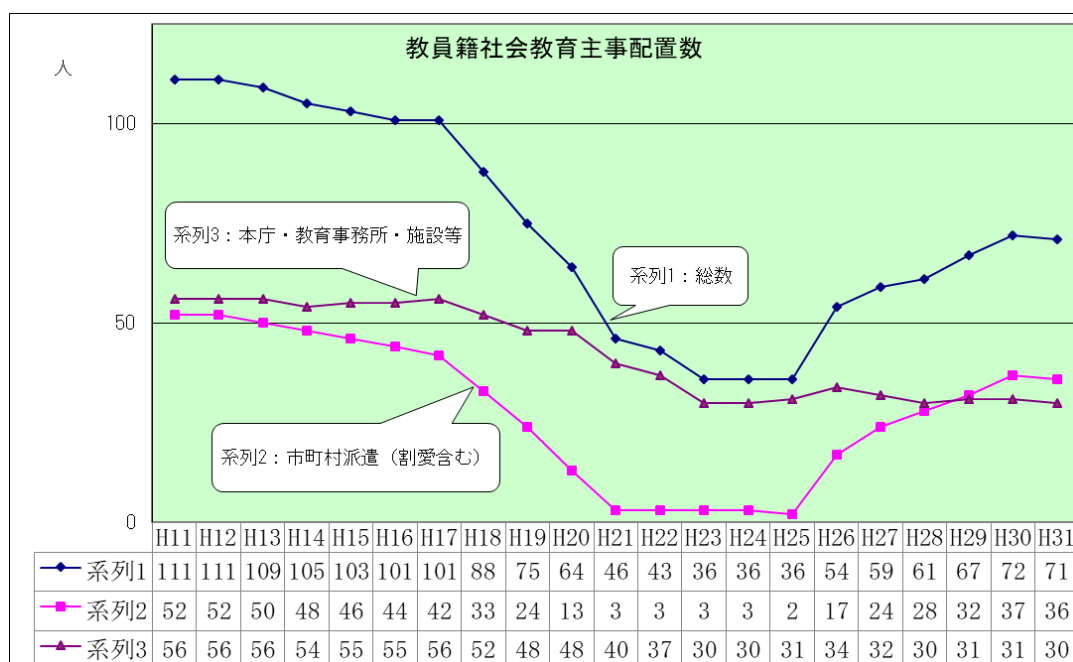


図3 茨城県における教員籍社会教育主事配置の経年変化（H11～H31）

(委員の意見)

- ・派遣社会教育主事の制度を県として「復活」させたことの意義、成果・効果を実証的に明らかにして、全国に情報発信していくことは、茨城県こそが担い得る重要な役割だと思う。
- ・市町村や学校等と生涯学習センターが連携関係を築き、地域課題の解決等を行っていくことは、簡単なことではないと思います。そのために、社会教育主事の果たす役割は大きい。
- ・現役の社会教育主事を配置できなければ、OBの活用など、県教育庁が積極的にに関わり、スムーズに新しい事業の展開ができるように尽力していただきたい。

### 3 各生涯学習センターに望まれる機能・役割

令和元年度茨城県生涯学習事業評価検討委員会報告書では、各生涯学習センターに望まれる機能・役割として以下の指摘がある。今後の生涯学習センターの運営にあたっては、下記の事項に十分配慮し、対応する必要がある。以下、令和元年度茨城県生涯学習事業評価検討委員会報告書より引用。

#### (1) 水戸生涯学習センター

- ・調査研究、プログラム開発、地域課題に対応できる指導者の育成、養成した講師や開発したプログラムの市町村への普及。
- ・高度な学びの提供、生涯学習の力が十分でない市町村への支援。
- ・ICTの活用による生涯学習センターと市町村との連携促進。
- ・学習者の学びを活用するための機会づくりと学習者同士をつなぐための場の提供。
- ・「連携・交流の場」「育成の場」としての機能。

#### (2) 県北生涯学習センター、鹿行生涯学習センター、県西生涯学習センター

- ・地域づくりの基盤となる人材、コーディネーター役の育成。
- ・先進的な事業の実施や新たなアイディアの発信、情報収集と提供などの市町村支援の充実と市町村の力を引き出す支援。
- ・子どもや若者、子育て世代、高齢者など世代を超えて交流できるプログラムの実施等による多世代交流の拠点。
- ・地域資源、歴史資源を活用した事業の企画・実施等による全県的な交流人口の拡大や地域活性化への寄与。
- ・民間施設や他の公共施設と連携した事業の企画・実施等による交流人口の拡大や地域活性化への寄与。
- ・放課後子ども教室や児童クラブ、放課後の学習支援の場など、子どもに関する課題への支援と「地域と学校との連携・協働活動」に寄与する機能。
- ・自主活動団体や人材の交流の場としての機能。

- ・学習者の学びを活用するための機会づくりと学習者同士をつなぐための場の提供。
- ・「連携・交流の場」「育成の場」としての機能。

### (3) 県南生涯学習センター

- ・地域課題に対応できる指導者の育成, 養成した講師や開発したプログラムの市町村への普及。
- ・研究学園都市をはじめとする本県の科学技術を学校教育や県民の学習活動に結びつける事業の実施。
- ・外国人への支援など, 国際化に対応した事業の展開。
- ・高度な学びの提供及び生涯学習の力が十分でない市町村への支援。
- ・ICTの活用による生涯学習センターと市町村との連携促進。
- ・学習者の学びを活用するための機会づくりと学習者同士をつなぐための場の提供。
- ・「交流の場」「育成の場」としての機能。

## 4 令和3年度からの次期指定管理期間に向けて生涯学習センターに期待される新たな機能・役割

少子高齢化社会や Society5.0 などの近年の急激な社会変化に伴い, 生涯学習センターは住民の主体的な参画による持続可能な地域づくり, つながりづくり, 人づくりに向けてこれまで以上に重要な役割を果たすことが求められている。第14期茨城県生涯学習審議会及び社会教育委員会議は, 社会の変化や時代の要請を踏まえて, 今後の生涯学習センターに期待される新たな機能・役割として次の4点を提案する。

### (1) 地域課題解決のための人材・団体の育成の推進

現代社会は, 少子高齢化や過疎化の対策, 地域コミュニティの再生・活性化, 子どもの貧困対策, 発達障害者への支援, 障害者の生涯学習, 外国人居住者への支援, ニート・ひきこもりなどの地域課題があり, 生涯学習センターでは, それらに対応するための事業展開を考えていかなければならない。また, 地域課題解決のためには, 人材・団体の育成の推進をする必要がある。

#### (委員の意見)

- ・地域ごとの課題を把握し, 各生涯学習センターが地域課題解決のために, どのような事業を展開する必要があるのか十分に検討する必要がある。
- ・コミュニティの活性化や, 貧困対策などの地域課題は, なかなか成果が出にくいので長期的に評価していくことが重要である。
- ・高校生のジュニアリーダーの育成も生涯学習センターの役割の1つである。
- ・高校生が地域課題を解決し, 最終的に地域を支える人になるという視点での人材育成が重要である。

- ・まちづくりとか生涯学習は、人づくりが核となってくる。
- ・生涯学習センターと教育事務所が連携して、地域コーディネーターや地域ボランティアを育てることで地域学校協働活動を進めることが重要である。
- ・ボランティア講座受講者が実践できる場をコーディネートする相談窓口が生涯学習センターにあるとよい。
- ・地域課題を生涯学習センターが把握しきれないという課題がある。それぞれの地域課題に関わるリーダーを一般から公募して、リーダー育成をし、一般市民と生涯学習センター職員をつないでもらう手はある。
- ・ボランティアの指導者育成という視点も重要である。
- ・地域人材の育成・活用など学校教育ではまかないきれないところを生涯学習センターがまかなうことができるのではないかな。

## (2) 学習機会の提供の見直し

生涯学習センターでは、趣味・教養に関する講座を県民大学講座等で行ってきた。今後は、趣味・教養に関する講座は、市町村や民間へ任せて、生涯学習センターでは地域課題解決につながる講座を中心に実施していく。

### (委員の意見)

- ・シニア層だけではなく、様々な年齢層を対象とした講座を展開するとよい。
- ・外に出られない方に対して、どれだけ関われるかということも生涯学習センターの1つの大きな役割である。
- ・地域の方とともに講座を企画したり、様々な企業を巻き込んだりすることで、魅力ある講座ができ、多くの人が来てくれる。
- ・着地点をしっかりと決めてから具体的な中身を練っていかなければならない。
- ・外国人の支援あるいは多文化共生社会の確立のための学習支援は、今後手を入れていくべきである。
- ・市町村と役割分担をしていくためには、市町村の社会教育行政が成長していかなければならない。そのための支援を生涯学習センターが担えばよい。
- ・趣味・教養の講座は指定事業からは廃止するが、生涯学習センターの独自性を維持するためにも自主事業では残してもよい。
- ・これからの時代、リカレント教育は更に重要になってくる一方で、現在求められているリカレント教育は大学などで行う専門的なものであるので、生涯学習センターが担うことができるかは疑問がある。
- ・国の教育振興基本計画の中でも障害者の生涯学習が話題となっており、重要な視点であるが、障害は、身体的な障害、発達障害など、対象が多様であり、健常者の理解が進んでいないように思う。

- ・防災という視点も重要ではないか。
- ・趣味・教養の講座を市町村に任せるときに、市町村ではやっていけるのだろうか。
- ・福祉部局など異なる部局とも情報共有をして、任せられるものを任せていくというような形で事業のスリム化をすることは必要である。
- ・国の教育振興基本計画の中に誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築するとある。発達障害者支援に関する事業はぜひ継続してほしい。

### (3) 連携・交流の拠点としての生涯学習センターの取組

生涯学習センターは、県と市町村、市町村同士、学校と地域、教育委員会と首長部局などをつなぐ連携・交流の拠点としての役割がある。つなぐ際に、キーパーソンになるのは、教育事務所の主任社会教育主事と市町村配置の社会教育主事である。

#### (委員の意見)

- ・連携・交流として「つなぐ」ことは重要である。市町村同士をつなぐ役割を生涯学習センターが担うとよい。
- ・生涯学習は、シニア層に焦点がいきがちであるが、学校との連携ということを踏まえて子どもや保護者世代の参加を進めることも連携・協働・交流につながる。
- ・学校教育とより連動して、開かれた教育課程の実現に向け、生涯学習と学校教育を生涯学習センターがつなげていくとよい。
- ・フットワークの軽いNPOと連携することは重要である。
- ・地域課題解決の事業を展開する上で、市町村の社会教育主事との連携がこれまで以上に必要となる。また、生涯学習センターと教育事務所の主任社会教育主事との連携も然りである。
- ・市町村同士の連携が取れていない場合もあるので、そこを生涯学習センターでサポートしてくれるとありがたい。
- ・市町村の枠を越えて地域課題に取り組んでいる団体にとっての交流の場としての生涯学習センターであるとよい。
- ・生涯学習センター同士の質にも差がある。情報提供や相談事業など統一できるところはあってもよい。
- ・ボランティア育成講座で生涯学習センターと市の社会福祉協議会が連携した例がある。そのような連携を増やしていけるとよい。
- ・市町村の高校生会などとの連携も考えられるであろう。
- ・県が主導し、社会教育主事を活用しながら市町村と綿密な連携を図るべきである。
- ・生涯学習センターが未来の子どもたちの教育に力を入れるならば学校の先生のサポート体制を担う施設になってほしい。

#### (4) 市町村の取組の支援

市町村により，生涯学習・社会教育のサービスに差がある。生涯学習センターは，自前の施設だけではなく，市町村に出向き，試行的に事業・学習プログラム・講座等を提供し，市町村による地域課題解決のための人材・団体の育成につなげていく。

#### (委員の意見)

- ・県と市町村の連携，学校との連携・協働は国の政策でも挙げられている。茨城県の生涯学習推進においても重要なポイントである。
- ・市町村の趣味・教養講座で学んだことを実践する場がないので，そのサポートを生涯学習センターでもらえるとよい。
- ・プログラム開発をしても市町村が採用しないのは，県や生涯学習センターのサポートが弱いのではないか。
- ・防災は生涯学習であり，市町村をサポートするため，生涯学習センターがもっと積極的に取り組む必要がある。

### 第3章 令和3年度からの県生涯学習センターの事業展開

第14期審議会は、令和3年度からの県立生涯学習センターの事業展開の在り方について審議し、(1)これまでの取組と見直し、(2)事業展開の3つの柱を今後の生涯学習センターの方向として捉え、具体的な取組として3種の事業を検討した。さらに、生涯学習センターの活用促進とセンターの機能の充実を図るための組織づくりを提案する。

#### 1 生涯学習センターの方向

##### (1) これまでの取組と見直し

###### ア 生涯学習機会の提供事業

(生涯学習事業評価委員会報告書から)

- ・県民大学事業は、県と市町村で役割分担する必要がある。県生涯学習センターで県民大学を行うのであれば内容を高度化し、受講者が地域課題や地域活性化に貢献していくような成果につながらなければならない。趣味・教養の講座でとどまっていれば県が実施する必要はない。
- ・趣味・教養の講座は、市町村が行うべき事業である。趣味・教養の講座も実施が難しい市町村があれば、市町村間のネットワークづくりを推進してフォローするような体制整備も必要である。市町村間をつないでいくことは県の役割である。

これらの意見を踏まえ、今後の生涯学習センターでは、県民大学による趣味・教養講座等を廃止し、市町村との役割分担を徹底していくことが望まれる。しかしながら地域の実情に応じて、各生涯学習センターの工夫した取組も必要であろう。

###### イ 人材育成、市町村支援

これまで実践してきたボランティアなどの人材育成や公民館プログラムなどによる市町村支援を、地域課題・現代的課題への対応に重点を置いた新たな事業展開の中で、より実践的な活動にしていくことが望まれる。

##### (2) 事業展開の3つの柱

生涯学習センターが各地域の活動の拠点となり、地域課題・現代的課題への事業展開を図るため、以下3つの柱を軸に事業を展開することを検討した。(図4)

- ①地域のリーダー育成・交流
- ②現代的課題へのチャレンジ
- ③若者のトップランナー育成

## 2 具体的な取組

### ①地域のリーダー育成・交流について

- ・地域で活動する人とベンチャーやNPO、外部団体との交流を図ることで、人や地域をつなげる能力の向上、新しい活動への展開、ビジネスチャンスの創出につなげる必要がある。
- ・生涯学習センターが地域産業と先進技術をつなぐ役割となるために、他部局との交流促進を図ることが望まれる。
- ・これまで生涯学習センターが取り組んできたボランティアや地域の人材育成など、市町村行政の手の届かない部分へのアプローチを継続し、地域のリーダーを育成することが大切である。

### ②現代的課題へのチャレンジについて

- ・セカンドキャリア教育をとおした定年後の再就職、若者のキャリアアップ・キャリアチェンジ、女性の子育て後の復職等に焦点を当てた学習の場を提供していくことが望まれる。
- ・在留外国人との相互理解交流を図るために、日本語教育等を支援する人材育成が今後必要である。
- ・これまでの学習プログラム開発（講座開発）から一歩進んで、講座開発や講座受講で完結するのではなく、受講した人がその目的に応じた活動につながるができるプログラムを開発していくことが重要である。

### ③若者のトップランナー育成について

- ・各生涯学習センターが、生涯学習課が取り組む高校生等を対象とした IBARAKI ドリーム・パス事業の企画書作成や話し合いなどの場を提供したり、人材の提供をしたりすることにより、若者も集まりやすい地域の活動拠点になると考えられる。
- ・高校教育課主催のプログラミングエキスパート事業の活動拠点となることや青少年教育施設と連携したイングリッシュキャンプの実践など、県の事業との連携・協力は、生涯学習センターの今後の重要な取組といえる。
- ・宿泊施設を活用した中高生の課題解決型宿泊学習等のプログラムを提供し、学校と生涯学習センターとのかかわりを強めていくことは今後重要である。

### （委員の意見）

- ・人生100年時代の中で、働き続けるセカンドキャリアだけではなく、趣味・教養的なところにいろんなものを見出した人たちが、地域の中で教えていけるようにすることも生涯学習センターが担うべきところと考える。
- ・地域を活性化していく役割を担っている生涯学習センターが5か所あるというメリ

ットを生かしていくことと若者のトップランナー育成は、学校との連携が今まで以上に必要であるということはとても重要。

- ・トップランナーの育成も必要だが底辺にいる若者たちへの取組を考えることも大切。
- ・生涯学習センターが、資格取得などを目的としたビジネス系の講座・イベントなど、現役世代のニーズに応じたスキルアップを目的とした各種講座を開催し、県民、市民の日常生活の課題解決・高度な学習が行える施設としての活用できることは重要なことである。
- ・現代課題へのチャレンジとして、「Society5.0」で実現する社会に関する学びの機会を積極的に取り入れていくべきだと考える。

### 3 その他

#### (1) コワーキングスペースの設置と活用

様々な活動が始まったり、新しい人が入ってきたりするときに自由に使いやすいスペースを設置し、新たな活動の拠点や交流の場として提供していくことは重要である。

#### (2) 生涯学習センターの運営を支援する委員会の設置

生涯学習センターが、新しい事業を展開していくためには、専門的な分野からサポートしていくための支援体制が必要である。

#### (委員の意見)

- ・これから何かしたいなという人たちにコワーキングスペースとして場所を提供することは、大きな意義がある。5つある生涯学習センターのシステムの活用につながっていく。
- ・各センターの事業がうまく展開するために具体的で実践的な支援や助言をしてくれる、専門性のある方々で組織する委員会を作ることで実現性のあるものにすることは大切なこと。
- ・地域に直接かかわれる事業や、将来に向けて明るく希望を持てる事業を担えるよう、それぞれの生涯学習センターが、フットワークの良さをより一層生かすべきである。

図 4

令和 3 年度からの県生涯学習センターの事業展開について

1 生涯学習センターの方向  
＜現状＞

- ◆学習機会の提供
- ◆人材育成（ボランティア）
- ◆市町村支援（公民館プログラム提供）

＜見直し後＞

- ◆趣味・教養に関する学習提供の廃止 ⇒ 市町村との役割分担を徹底
- ◆地域課題・現代的課題への対応 ⇒ 各地域における活動の拠点
  - ①地域のリーダー育成・交流
  - ②現代的課題へのチャレンジ
  - ③若者のトップランナー育成

2 具体的な取組

①地域のリーダー育成・交流

- ベンチャー・NPO・外部団体との交流
  - ・人や地域をつなげる能力の向上
  - ・新しい活動への展開
  - ・ビジネスチャンスの創出
- 先進技術と地域産業の交流促進
- 地域の核となる人財の育成  
(例：里山保全活動、子ども食堂の活動等)

②現代的課題へのチャレンジ

- セカンドキャリア教育  
(女性活躍との連携、人生 100 年時代におけるスキルアップ)
- 在留外国人の研修（相互理解交流）
- 障害者の生涯学習（学びの場提供）
- 地域での活動プログラム開発事業  
(例：企業との連携による観光施策プログラム作成)

③若者のトップランナー育成

- ドリーム・パス事業の活動  
(高校生や大学生の活動拠点)
- プログラミングエキスパート事業の活動
- 中高生のスキルアップ研修(課題解決型宿泊学習)
- 外国語実践研修（イングリッシュキャンプ）

コワーキングスペースを設置し、活動を支援

5 つの生涯学習センターと指定管理者



## おわりに

少子高齢化や貧困、外国人問題など様々な地域課題がある中、今後の生涯学習センターには、どのような役割や機能が期待され、どのような事業が展開されるべきなのかについて、第14期審議会でも議論してきた。

また、第14期審議会では、茨城県の諸計画や施策、生涯学習センターの歴史などを確認しながら、茨城県の生涯学習・社会教育を推進する上での今後の生涯学習センターの役割について探ってきた。

折しも令和3年度より、生涯学習センターは5年間の新しい指定管理期間に入る。この転換を期に、これまで行っていた趣味・教養の講座は、市町村に任せ、地域課題・現代的課題に対応した事業を中心に展開していくことになる。

具体的には、3つの柱①地域のリーダー育成・交流、②現代的課題へのチャレンジ、③若者のトップランナー育成を重視し事業を展開していく。

地域課題を解決するには、これまで以上に市町村や教育事務所との連携が必要である。また、地域や学校との連携が必要なことは言うまでもない。そのためには、生涯学習センターが学校や地域の拠点となり、NPOや企業、外部団体との連携も必要に応じて取り入れていくべきであろう。

連携を促進するのは、人である。幸い、茨城県には、多くの社会教育主事がいる。社会教育主事を中心として、多くのつながりがつくられることが期待できる。

つながりづくりは人づくり、また地域づくりにもつながっていく。これから生涯学習センターを核として、茨城県の生涯学習・社会教育が発展することに期待している。



# 付属資料



## 目 次（付属資料）

- 第14期茨城県生涯学習審議会及び茨城県社会教育委員会議 審議の経過・・・・・・・・P. 1・2
- 第14期茨城県生涯学習審議会委員及び茨城県社会教育委員・・・・・・・・P. 3
- 茨城県生涯学習審議会条例・・・・・・・・P. 4
- 茨城県社会教育委員条例・・・・・・・・P. 5



## 第 14 期茨城県生涯学習審議会及び茨城県社会教育委員会議

### 審議の経過

#### ■ 第 1 回：平成 30 年 11 月 26 日開催

##### ○ テーマ

生涯学習センターを核とした今後の生涯学習振興の展望

※茨城県生涯学習センターの在り方について

##### ○ 5 センターの役割について

- ・地域課題の解決のための人材・団体の育成の推進
- ・学習機会の提供の見直し
- ・連携・交流の拠点としての生涯学習センターの取組
- ・市町村の取組の支援

#### ■ 第 2 回：平成 31 年 3 月 5 日開催

##### ○ 役割及び機能の整理

- ・県と市町村との役割分担
- ・他県の状況

##### ○財政的な検討

- ・人口減少による影響（税収，利用者数）
- ・維持管理費の増加
- ・費用対効果の検証

##### ○指定管理者制度の効果検証

- ・生涯学習推進に向けた管理主体の検討

#### ■ 第 3 回：令和元年 7 月 26 日開催

##### ○地域的課題に対応する事業の継続について

- ・人材・団体育成
- ・社会教育活動に関する調査研究・開発・普及

##### ○新たな社会的課題に対応する事業の実施について

- ・人生 100 年時代への対応
- ・リカレント教育の推進
- ・障害者の生涯学習の推進

##### ○趣味・教養に関する事業の廃止及びコーディネート事業の統合について

- ・県民大学，生涯学習講演会の廃止 ⇒市町村と役割分担

■ 第4回：令和2年2月6日開催

○令和3年度からの県生涯学習センターの事業展開について

- ・地域のリーダー育成・交流
- ・現代的課題へのチャレンジ
- ・若者のトップランナー育成

○県立青少年教育施設について

- ・各施設の位置関係
- ・体験学習施設利用状況

○令和2年度社会教育関係団体に対する補助金交付について

■ 第5回：令和2年7月書面による開催

○第14期報告書について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため，書面開催とした。

## 第14期茨城県生涯学習審議会委員及び茨城県社会教育委員

(50音順・敬称略)

| No. | 氏 名                              | 役職等                                                                                                              | 備考           |
|-----|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 1   | 飯島 郁郎                            | 市町村教育長協議会副会長                                                                                                     |              |
| 2   | 伊藤 真木子                           | 青山学院大学コミュニティ人間科学部准教授                                                                                             |              |
| 3   | 稲葉 一行                            | 一般財団法人21世紀教育会常務理事                                                                                                |              |
| 4   | 猪野 典子                            | 水戸市立緑岡小学校長（茨城県学校長会）                                                                                              |              |
| 5   | 猪瀬 宝裕                            | 県教育研修センター所長（茨城県高等学校長協会）                                                                                          |              |
| 6   | 加藤 明良<br>星田 弘司<br>鈴木 定幸<br>岡田 拓也 | 県議会議員（平成30年8月1日～平成31年1月25日）<br>同 上（平成31年1月26日～令和2年1月24日）<br>同 上（令和2年1月25日～令和2年3月23日）<br>同 上（令和2年3月24日～令和2年7月31日） |              |
| 7   | 小田木 真代                           | 前高萩市長，医療関係者                                                                                                      |              |
| 8   | 落合 直子                            | 公募委員<br>（茨城大学，筑波技術大学非常勤講師）                                                                                       |              |
| 9   | 金藤 ふゆ子                           | 文教大学人間科学部人間科学科教授                                                                                                 | 会長<br>(議長)   |
| 10  | 後藤 悟子                            | NPO法人虹のポケット理事長                                                                                                   |              |
| 11  | 杉山 ちひろ                           | 一般社団法人日本ハピラボ協会理事                                                                                                 |              |
| 12  | 沼田 安広                            | 株式会社茨城新聞社代表取締役社長                                                                                                 |              |
| 13  | 幡谷 定俊                            | 茨城トヨペット株式会社代表取締役社長                                                                                               |              |
| 14  | 馬場 祐次朗                           | 一般社団法人全国社会教育委員連合副会長・常務理事                                                                                         | 副会長<br>(副議長) |
| 15  | 見澤 淑恵                            | 朗読家（日本朗読文化協会会員）                                                                                                  |              |

(任期 平成30年8月1日～令和2年7月31日)

## ○ 茨城県生涯学習審議会条例

平成4年3月27日  
茨城県条例第54号

茨城県生涯学習審議会条例を公布する。  
茨城県生涯学習審議会条例

(審議会の設置)

第1条 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成2年法律第71号)第10条第1項の規定に基づき、茨城県生涯学習審議会(以下「審議会」という。)を置く。  
(平15条例50・一部改正)

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。  
2 委員は、学識経験者その他適当と認められる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。  
2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。  
3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。  
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。  
2 会長は、会議の議長となる。  
3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。  
4 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(専門委員会)

第6条 審議会に、専門の事項を調査審議するため、教育委員会規則の定めるところにより専門委員会を置くことができる。  
2 専門委員会は、審議会の指示を受けて調査審議し、その結果を審議会に報告する。

(委員の報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、別に定めるところによる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

付 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

付 則(平成15年条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

## ○ 茨城県社会教育委員条例

昭和 37 年 3 月 30 日  
茨城県条例第 28 号

(委員の設置)

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条第 1 項の規定により社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

2 委員は、非常勤とする。

(委員の委嘱)

第 2 条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(委員の定数)

第 3 条 委員の定数は、15 人とする。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬及び費用弁償)

第 5 条 委員の報酬及び費用弁償について、別に定めるところによる。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 11 年条例第 75 号)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の日前に特定の地位又は職により委嘱された社会教育委員(以下「委員」という。)で、この条例の施行の際現に委員であるものの任期は、当該委員が委員に委嘱された日から起算して 2 年とする。

付 則(平成 25 年条例第 51 号)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際現に従前の茨城県社会教育委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、この条例による改正後の茨城県社会教育委員条例(以下「改正後の条例」という。)第 2 条の規定により茨城県社会教育委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正後の条例第 4 条の規定にかかわらず、施行日における従前の茨城県社会教育委員の任期の残任期間と同一の期間とする。